

(表3) 「更新講習を受講する義務のある職」の一覧

教員（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）
校長、園長、副校長、副園長、教頭
指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行
地方公共団体の職員又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法第三条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、上記に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者
上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/0811101

△ 上記に該当しない職の例 △（※問合せが多いものを例示。）

- ・ 保育士
- ・ 学校以外の書道教室の先生、ピアノ教室の先生
- ・ 塾講師
- ・ 大学の教員
- ・ 無職

※東京都教育委員会ウェブサイト（https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/static/kyoinsenko/menkyo/m_yuukou.html#02_03）より